

令和3年度

事業計画書

社会福祉法人

日照養徳園

# 令和3年度日照養徳園事業計画について

はじめに、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症という、過去にない状況下において、生活様式の変化と様々な事業の自粛が行われた。基本的な生活が激変し、児童も職員も行動に制限がかかり苦労した1年であった。令和3年度を迎えても解決への道りは遠く、先が見えない環境ではあるが、子どもたちの元気な姿が常にみられるように努力が必要である。

近年の児童虐待対策により、一時保護の需要も高くなり、入所児童の減少は回復傾向となってきた。里親委託推進の方向はあるが、本体定員を減員してきた結果として現行定員の維持を行うことは可能となり、令和3年度も本体定員35名及び地域小規模児童養護施設定員6名としてスタートする。

## 令和3年度の重点課題

1. 日照養徳園社会的養育推進計画の具体化
2. 地域小規模施設へのサポート体制の強化
3. 地域との連携強化と地域貢献事業の具体化  
(日照養徳園子育て支援チームの具体化)
4. 里親支援活動の充実
5. 第三者評価結果の検証、再評価
6. 職員の役割分担の明確化・情報共有
7. 権利擁護意識の徹底
8. 災害・防犯・感染症対策の充実
9. 社会福祉法改正への対応

各課題に対し、職員が一丸となって取り組み、一層の危機感を持ち日々のサービスの向上を目指す。

## 1. 日照養徳園社会的養育推進計画の具体化

新たな都道府県推進計画が令和2年度から始まり、「日照養徳園社会的養育推進計画」としての中長期計画も令和2年度から始まった。

施設の小規模かつ地域分散化の推進と高機能・多機能化を具体化するための1年とする。

まず、下記計画の①を令和4年度に向け具体化していく。

### ・日照養徳園社会的養育推進計画(令和2年度から令和11年度まで)

- ① 令和4年度に本園から分園型グループケア1か所(6名定員)を外出しし、本園施設内に一時保護専用スペースを設置(定員4名スタート)。
- ② 同時に本園施設定員を35名から30名に減員する。
- ③ 令和7年度に本園4グループを6名定員とし(本園24名定員)、地域小規模児童養護施設の2カ所目を設置(定員6名)  
地域分散化した施設は3カ所となる(分園1か所+地域小規模2か所)
- ④ 令和11年度に本園4グループを5名定員(本園20名定員)、地域小規模児童養護施設2か所を5名定員(2か所計10名定員)として日照養徳園全体では30名定員とする。

本園 = 5名+5名+5名

分園 = 5名

地域小規模 = 5名+5名

本園一時保護所機能 = 6名

本園4グループ

地域分散化3カ所

## 2. 地域小規模児童養護施設へのサポート体制の強化

日照養徳園地域小規模児童養護施設「ひなた」として開設して9年が経過した。

令和2年度退所児童は進学者1名となり、アフターケアは重要になる。

また、現在「ひなた」には4名の職員が配属されているが、職員配置増員も可能となったことから、計画的に増員を考えていく。

地域分散化した施設での経験を多くの職員に与えて、今後の地域分散化への布石としていく。令和3年度は幼児も入所して行くことから、幼児から高校生までの児童への対応となる為、本体施設からの支援体制も必要になると考える。進路指導・就労指導にも力を入れていく。

### 3. 地域との連携強化および地域貢献事業の具体化

地域の活動との連携をさらに強化していく。

平成29年度より家庭支援専門相談員が2名配置となったことや、里親支援専門相談員も配置されたこと、令和2年度からは職業指導員も配置されたことから、専門職として施設内外での連携強化が必要になる

今後は地域貢献事業、市町村との連携事業を検討していく。

- ① スポーツ少年団への継続加入。
- ② 豊浦地区青少年育成協議会へ役員として参加。
- ③ ライオンズクラブとの関係（日立きららライオンズクラブ）
- ④ フレンドホームの開拓（現在未実施）
- ⑤ 「いばらき生活支援事業」への継続参画。

社会福祉法の改正による「地域貢献事業」の義務化に対応した茨城県社会福祉施設経営者協議会の事業に参画し、職場体験の受け入れ先としての登録と、協力金の支出（年額15,000円）を実施したが、令和2年度の当施設での実績はゼロでした。

- ⑥ 日照養徳園子育て支援チームの立ち上げ

地域における様々な子育て支援に関し、人材と経験、知識を有する施設として積極的に活動することを目的とするが、人員の余裕を考慮しながら実施していきたい。

### 4. 里親支援活動の充実

平成29年度から里親支援専門相談員を専門職として配置し、里親支援・里親開拓・関係団体との協議・日曜の家事業への協力等幅広く活動した。里親支援の更なる充実のために活動を続けていく。

今後のフォスタリング事業への参画も検討対象とする。

尚、令和2年度は当施設から里親委託となった児童実績は1名であった。

さらなる候補者のリストアップは行っていく。

### 5. 第3者評価の検証、再評価

令和2年度末に3回目の第3者評価を実施する予定であったが、コロナ禍により、延期となった。令和2年度は自己評価を実施し、令和3年度末に第3回目の第3者評価を受審する。

## 6. 職員の役割分担の明確化・情報共有

令和3年度も本園4グループ体制を継続し、1グループ8名から11名のグループとなるが、令和4年度に向けての準備が必要となる。

施設全体を見る主任2名（専門職兼務）、1F・2Fグループ長の下に4グループリーダーを置き、ここに家庭支援専門相談員や心理担当職も加わり、処遇現場との連携を強化していく。

令和2年度は1F男児グループ長と2F女児グループ長という配置に戻して横の連携を深めたことから、令和3年度も同様のグループ長配置とする。縦の連携については主任を中心とし情報共有を図る。

又、各種委員会を通じた様々な活動や役割分担。グループ内での担当係も含め多くの作業に関わることでグループ間の連携や外部との連携も深めていく事を目的とする。

さらに、中学生高校生の進学に向けた対応を強化する。各グループに任せるのではなく学力向上委員会も進路指導を担う

また、職業指導員を中心とした、アフターケア体制の充実を図る。

コロナ禍においては、行動が制限され、遠方へのアフターケアは困難であったが、工夫により連絡体制は維持していきたい

### 施設内の委員会活動及び各担当や係

① A 部会

「運営委員会」＋「リビング・アフターケア委員会」・・・5名

② B 部会

「研修・広報委員会」＋「学力向上委員会」・・・5名

③ C 部会

「危機管理委員会」＋「保険衛生委員会」・・・5名

④ 小規模検討委員会・・・・・・・・・・5名

⑤ 手をつなぐ親の会担当・・・・・・・・・・1名

⑥ 実習担当・・・・・・・・・・1名

⑦ 県北施設研修担当・・・・・・・・・・1名

⑧ 茨児協研修厚生部員・・・・・・・・・・1名

⑨ 日用品・学用品担当・・・・・・・・・・2名

⑩ 第三者評価検証委員会・・・・・・・・・・5名

⑪ ボランティア受入担当・・・・・・・・・・3名

⑫ 日照養徳園子育て支援チーム・・・・・・・・若干名

## 7. 権利擁護意識の向上及び徹底。

施設内で発生する不適切なかかわり(被措置児童等虐待)については、毎年全国レベルで問題化されている。とりわけ性的事故の発生については各施設が苦慮しているのが現状である

又、実際に不適切な関わりが起きた時、発見した時の対応について職員の意味統一を図ることが必要となる。

茨城県内の全職員が受講する被措置児童等虐待防止の研修会が開始され、平成29年度までに県内全職員が参加した。平成30年度以降は新任職員向けの研修として実施されている。令和2年度は実施できなかったが毎年新任職員が受講している。

### 児童福祉法 第6節 被措置児童等虐待の防止等

#### 第33条の10 虐待の定義

施設職員としての養育又は業務を著しく怠ること。

#### 第33条の11

施設職員等は被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

#### 第33条の12

被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は速やかに、これを通告しなければならない。

被措置児童等虐待を受けた時は、行政機関に届け出ることができる。

施設職員等は、通告したことを理由として不利益な扱いを受けない。

## 8. 災害・防犯・感染症対策の充実

東日本大震災の経験や障害者施設での事件を踏まえ、社会福祉施設として災害・防犯への対策をより具体的していく。(危機管理委員会を中心とする)

又、令和2年度からはコロナウイルス感染症対策も重要になっている、随時見直しを実施し、必要な対策を取っていく。

- ① 備蓄内容の見直し(1週間レベルの備蓄)
- ② 災害避難計画の見直し(水害対策を追加)
- ③ 施設内の連絡体制の見直し
- ④ 地域との防災対策の連携
- ⑤ 防犯カメラの設置による不審者対策の強化
- ⑥ 感染症対策の徹底、準備と訓練
- ⑦ 原子力災害への対応(北茨城市への避難計画)

## 9. 社会福祉法改正への対応

平成29年4月1日より、社会福祉法改正が行われた。

一法人一施設という小規模な社会福祉法人である我々が何をするか、他の法人との連携（茨城県社会福祉施設経営者協議会等）も含め検討していく。ガバナンスの強化、事業運営の透明性、内部留保の明確化は実施しているが、地域における公益的な取り組みについての法人・施設独自の施策がない為、具体化が必要となる

### 制度改正の概要

- ・ 経営組織のガバナンスの強化  
議決機関としての評議員の設置等
- ・ 事業運営の透明性の向上  
財務諸費用、役員報酬基準の公表等
- ・ 財務規律の強化  
内部留保の明確化、社会福祉事業への計画的な再投資
- ・ 地域における公益的な取り組みを実施する責務  
無料または低額な福祉サービスを提供する責務
- ・ 行政の関与の在り方  
国・都道府県・市町村の連携を強化

以上